

26食産第4618号  
平成27年3月25日

中央卸売市場開設者 殿

農林水産省食料産業局長

中央卸売市場業務規程例の一部改正について

平成27年4月1日からの食品表示法（平成25年法律第70号）の施行及び「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）を踏まえ、開設者が卸売市場法（昭和46年法律第35号）第9条第1項の規定に基づき業務規程を定め、又は同法第11条第1項の規定に基づき業務規程に規定する事項等の変更をする場合のガイドラインである「中央卸売市場業務規程例の作成について」（平成11年10月1日付け11食流第3083号食品流通局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正したので、参考とされたい。

なお、本改正内容にあるとおり、業務規程の記載事項のうち、公の施設の管理に関する事項等条例で定めるべき事項以外の事項を、地方公共団体の判断により条例以外の規則等の形式により定めることについては、卸売市場法上問題ないことを申し添える。

○ 中央卸売市場業務規程例について（平成11年10月1日付け11食流第3083号）の一部改正新旧対照表（案）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>中央卸売市場業務規程例</b> ○○市中央卸売市場業務規程</p> <p>(注) 業務規程の名称は、それが卸売市場法第9条第1項の規定に基づき作成される業務規程であることが明らかとなるよう、できる限り業務規程という文字を用いるべきであるが、<u>条例の制定方式等の関連において</u>○○市中央卸売市場業務規程等の名称を使用することとやむを得ないものと考ええる。</p> <p>また、この業務規程例は<u>条例により定めることを想定して策定したものであるが、業務規程の記載事項には地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく公の施設の管理に関する事項等条例により定めるべき事項も含まれているもの、その他の事項を、地方公共団体の判断により<u>条例以外の規則等の形式により定めることについては、卸売市場法上の問題はない。</u>したがって、業務規程の記載事項の一部を規則等に「規則」等の文言により定めることとした場合、この業務規程例中の「規則」等の文言については、必要な修正を行って差し支えない。</u></p> <p>なお、業務規程の記載事項を<u>条例と規則等に書き分けて定めようとする場合には、開設者は農林水産大臣に対し一連の条例及び規則等をまとめて提出するものとする。</u></p> <p>（市場外にある物品の卸売の禁止）</p> <p><b>第36条</b> 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次の各号に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名（食肉にあつては、品種及び部位を含む。）、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等級、</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>中央卸売市場業務規程例</b> ○○市中央卸売市場業務規程</p> <p>(注) 業務規程の名称は、それが卸売市場法第9条第1項の規定に基づき作成される業務規程であることが明らかとなるよう、できる限り業務規程という文字を用いるべきであるが、<u>条例の制定方式等の関連において</u>○○市中央卸売市場業務規程等の名称を使用することとやむを得ないものと考ええる。</p> <p>また、この業務規程例は<u>条例により定めることを想定して策定したものであるが、業務規程の記載事項には地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく公の施設の管理に関する事項等条例により定めるべき事項も含まれているもの、その他の事項を、条例以外の形式により定めることについては、卸売市場法上の問題はない。</u>したがって、業務規程の記載事項の一部を規則等に「規則」等の文言により定めることとした場合、この業務規程例中の「規則」等の文言については、必要な修正を行って差し支えない。</p> <p>なお、業務規程の記載事項を<u>条例と規則等に書き分けて定めようとする場合には、開設者は農林水産大臣に対し一連の条例及び規則等をまとめて提出するものとする。</u></p> <p>（市場外にある物品の卸売の禁止）</p> <p><b>第36条</b> 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項第3号の規定による承認は、当該申請に係る取引が次の各号に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>当該取引に係る情報として、次に掲げる事項が提供されることが確</u></p>

荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で市長が規則で定めるものが提供されることが確保であること。

- (注) 1 出荷者の氏名又は名称について、食肉にあっては加工者を経て出荷者から出荷される場合には、当該加工者の氏名又は名称に関する情報を提供することとする。

2 水産物及び食肉にあっては、等階級を省略することができる。

[削る。]

(3)～(5) (略)

(仕切り及び送金)

**第47条** 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額に規則で定める率を乗じて得た金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第52条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額に規則で定める率を乗じて得た金額）、控除すべき第49条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

(注) 第1項中「規則で定める率」については、規則において「八パーセント」とする旨を規定する。なお、条例において「八パーセント」と規定することを妨げるものではない。

2 (略)

(買受代金の即時支払義務)

**第51条** 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡

イ 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名（食肉にあっては、品種及び部位を含む。）、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、量目その他公正な価格形成を確保するために必要となる事項で市長が規則で定めるもの

- (注) 1 出荷者の氏名又は名称について、食肉にあっては加工者を経て出荷者から出荷される場合には、当該加工者の氏名又は名称に関する情報を提供することとする。

2 水産物及び食肉にあっては、等階級を省略することができる。

ロ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第1項又は第2項の規定による基準が定められている生鮮食料品等については、同条第1項第1号に掲げる事項のうち市長が規則で定めるもの

(3)～(5) (略)

(仕切り及び送金)

**第47条** 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の八パーセントに相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第52条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の八パーセントに相当する金額）、控除すべき第49条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

2 (略)

(買受代金の即時支払義務)

**第51条** 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡

しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と  
支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、  
買収した物品の代金（買収した額に規則で定める率を乗じて得た額  
を加えた額とする。）を支払わなければならない。

（注）第1項中「規則で定める率」については、規則で「八パーセント」  
とする旨を規定する。なお、条例で「八パーセント」と規定するこ  
とを妨げるものではない。

2～4 （略）

しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と  
支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、  
買収した物品の代金（買収した額にその八パーセントに相当する額  
を加えた額とする。）を支払わなければならない。

2～4 （略）

附 則（平成27年3月25日付け26食産第4618号）

この通知は、平成27年4月1日から施行する。